

一般社団法人三重県作業療法士会

報酬規程

令和4年7月8日

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人三重県作業療法士会の会務運営に携わる会員に支給する報酬の基準を定めるものである。

(報酬支給の対象)

第2条 本規程に基づいて報酬を支給する対象は、役員、部長、委員長、ブロック長、副部長、部員、委員、地区担当者及び部員・委員以外の協力会員とする。

2. 三重県作業療法学会の運営に携わる会員に支給する報酬については、本規程とは別に定めるものとする。
3. 本会会員以外の者が会務運営に携わる場合、その報酬は謝金規程及び理事会が別に定めるものに準ずる。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は別表に定めた通りとする。

2. 報酬の額の変更は、定款第32条に基づき社員総会の決議によって定めるものとする。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、令和4年7月8日から施行する。

別 表

報酬支給基準

支給対象区分		金額（税込）	支給単位
A	役員（理事・監事）	10,000 円	事業年度
B	部長，委員長，ブロック長，副部長	7,000 円	
C	部員，委員，地区担当者	5,000 円	
D	協力会員（A～C 対象者を除く）	1,000 円	業務日

(注)

1. 協力会員への報酬は、会議出席又は業務協力を行った日ごとに支給する。
2. 区分 A～C のいずれかに属する者が他の区分の職務を兼任した場合、報酬はより高い金額が設定されている区分に対してのみ支給する。
3. 区分 B 又は C に属する者が同一区分の別の職務を兼任した場合、報酬はいずれか一つにのみ支給する。
4. 区分 A～C のいずれかに属する者が他の部局等の業務に協力しても、報酬は支給されない。